

独立行政法人農業生物資源研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	
理事長	千円 17,121	千円 11,976	千円 4,786	千円 359 (調整手当)
理事 (2人)	千円 27,534	千円 20,386	千円 6,438	千円 612 (調整手当) 98 (通勤手当)
監事 (1人)	千円 11,097	千円 7,688	千円 3,071	千円 231 (調整手当) 107 (通勤手当)
監事 (非常勤) (1人)	千円 766	千円 677	千円 0	千円 89 (通勤手当)

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		摘要
理事長	千円	年	月	該当者なし
理事	千円	年	月	該当者なし
監事	千円	年	月	該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	371	43.4	7,964	5,884	2,080
事務・技術	76	39.1	5,548	4,058	1,490
研究	251	44.5	9,112	6,745	2,367
技術専門	44	44.6	5,587	4,123	1,464

注:「技術専門」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

在外職員	該当者なし				
------	-------	--	--	--	--

任期付職員	3	33.2	5,182	4,074	1,108
事務・技術	1				
研究	2				

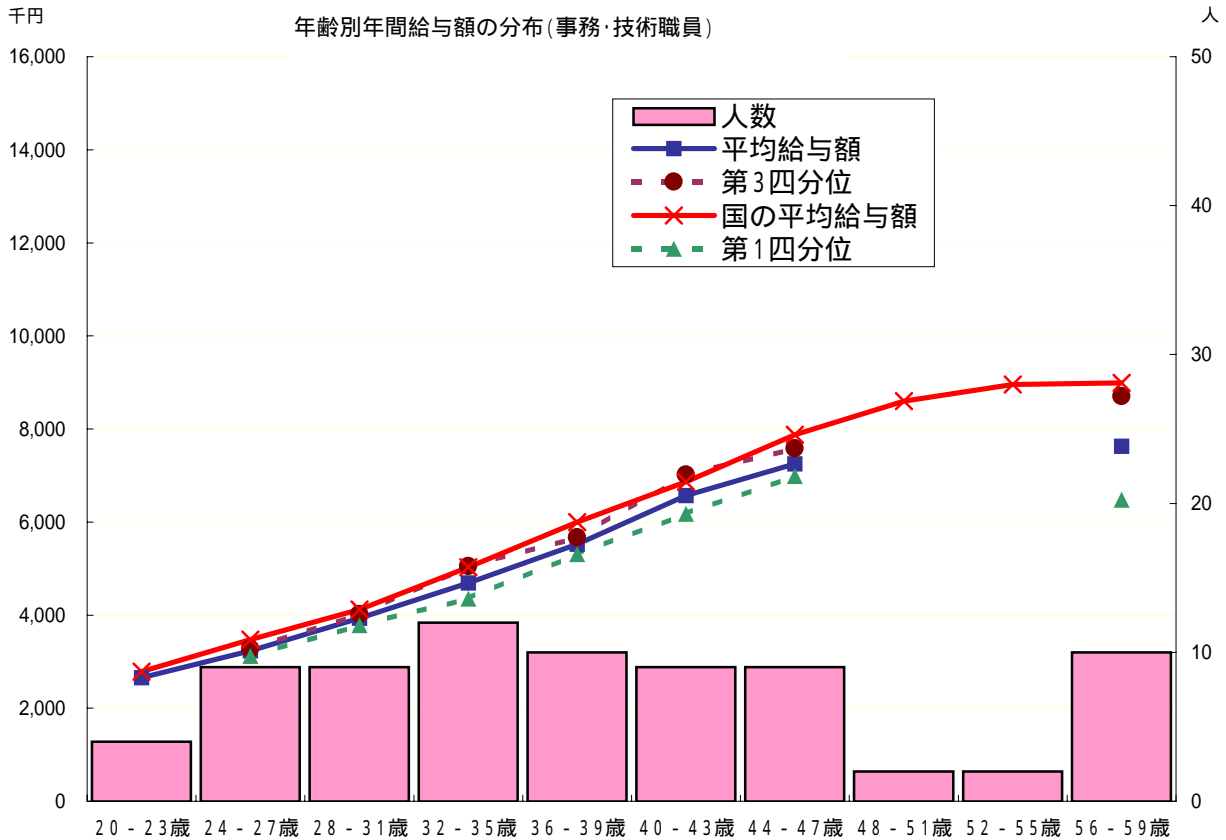
注:任期付職員の事務・技術職及び研究職については、該当者がそれぞれ1人及び2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

再任用職員	該当者なし				
事務・技術					
研究					

非常勤職員	35	35.6	5,105	5,105	0
事務・技術	0				
研究	0				
委託費等雇用	35	35.6	5,105	5,105	0

注:「委託費等雇用」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)

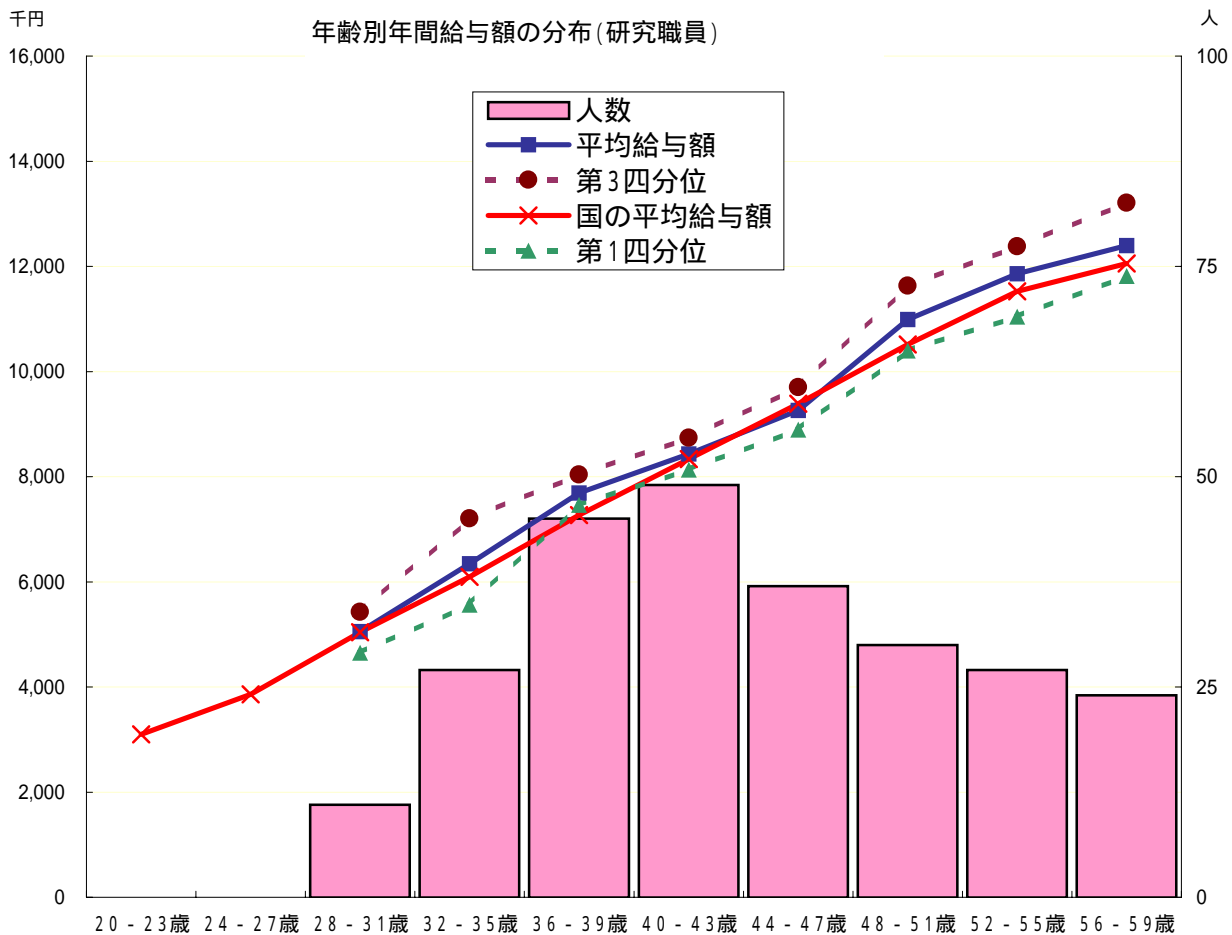


注:年齢48～51歳及び52～55歳の該当者はそれぞれ2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	1						
課長	4	57.5			9,169		
課長補佐	8	49.4	7,409		7,613	7,797	
係長	40	41.6	5,137		5,847	6,637	
係員	23	27.4	2,997		3,443	3,931	

注:部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
研究部長	13	55.7	13,022	13,184	13,184	13,314	
研究課長	84	51.1	9,940	10,973	10,973	12,146	
主任研究員	126	41.5	7,660	8,268	8,268	8,739	
研究員	28	32.6	5,209	5,432	5,432	5,763	

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職位		係 員			係長・同相当職			
人員 (割合)	76	3 (3.9%)	8 (10.5%)	13 (17.1%)	14 (18.4%)	15 (19.7%)	14 (18.4%)	
年齢(最高 ~最低)		23 ~ 20	26 ~ 23	33 ~ 27	37 ~ 32	59 ~ 36	59 ~ 41	
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,025 ~ 1,890	2,410 ~ 2,093	3,326 ~ 2,434	3,947 ~ 3,205	4,876 ~ 3,871	5,677 ~ 4,762	
年間給与 額(最高 ~最低)		2,712 ~ 2,550	3,276 ~ 2,804	4,371 ~ 3,279	5,424 ~ 4,353	6,640 ~ 5,309	7,714 ~ 6,597	

7級	8級	9級	10級	11級
課長・同相当職		部長・同相当職		
4 (5.3%)	4 (5.3%)	1 (1.3%)	0	0
59 ~ 47	59 ~ 55			
5,866 ~ 4,997	7,376 ~ 6,367			
8,088 ~ 6,989	9,972 ~ 8,704			

注：9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任 研究員・同相当職		研究部長・ 同相当職
人員 (割合)	251人	0人	28人 (11.2%)	84人 (33.5%)	63人 (25.1%)	76人 (30.3%)
年齢(最高 ~最低)		歳 }	歳 } 36 } 28	歳 } 46 } 33	歳 } 58 } 40	歳 } 60 } 45
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円 }	千円 } 4,545 } 3,285	千円 } 6,773 } 4,986	千円 } 7,775 } 6,012	千円 } 11,273 } 7,257
年間給与 額(最高~ 最低)		千円 }	千円 } 6,140 } 4,444	千円 } 8,791 } 6,754	千円 } 10,351 } 8,039	千円 } 14,429 } 9,812

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	(最高～最低)	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.9	65.6	67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.1	34.4	32.6
	(最高～最低)	(34.0～21.3)	(41.2～31.2)	(34.1～29.7)

注:事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.6	55.3	57.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.4	44.7	42.4
	(最高～最低)	(43.4～38.9)	(47.6～42.6)	(45.2～40.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.6	65.5	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.4	34.5	32.9
	(最高～最低)	(38.0～29.2)	(41.3～29.3)	(36.3～30.3)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.2

対全法人

85.7

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

102.6

対全法人

100.2

総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増減	中期目標期間開始時からの増減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 3,874,073	千円 3,824,667	千円 (%) 49,406 (1.3)	千円 (%) 30,928 (0.8)
人件費 ((A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 4,238,898	千円 4,180,922	千円 (%) 57,976 (1.4)	千円 (%) 20,996 (0.5)
最広義人件費	千円 4,240,531	千円 4,184,364	千円 (%) 56,167 (1.4)	千円 (%) 22,811 (0.5)

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成14年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 〕

役員報酬水準の改定内容

理事長 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げ。
 理事 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げ。
 監事 俸給月額を1.2%引き下げ、期末特別手当の支給割合を0.2月分引き下げ。

2 職員給与

人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	普通昇給：現に受けている号俸を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。 特別昇給：職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲で、別途実施できる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、140/100(特定幹部職員にあっては、180/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

- 〔 (1)すべての級のすべての俸給月額について引下げ。(平均改定率 1.1%)。
 (2)配偶者に係る扶養手当の支給月額の500円引下げ(月額14,000円→13,500円)。
 (3)自宅に係る住居手当を新築・購入から5年間(2,500円)に限定(月額1,000円に係るものは廃止)。
 (4)6箇月定期券等(交通機関等利用者)の価額による一括支給を基本とすることに変更。
 (5)異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を超えることを要件化するとともに、調整手当における異動保障の支給期間を従来の3年間から2年間とし、2年目の支給割合は、80/100に変更。
 (6)期末手当の年間支給割合について引下げ(0.25月分)。
 注:(4)及び(5)は、平成16年4月1日より実施。 〕

法人が必要と認める事項

の総人件費について、前年度との比較額が増加している要因は、定年退職者等の増による退職金の支出増(123,481千円)によるものである。